

Ⅲ. 計画を実現するための施策の推進

「良好な緑をまもる」「新たな緑をつくる」「緑のまちづくりをささえる」という3つの基本方針をふまえ、以下のような施策を推進します。

基本方針1: 良好な緑をまもる施策の推進

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

施策① 都市公園・緑地の適正な維持・管理

主に区画整理事業によって整備された都市公園・緑地は老朽化が進んでいる施設があるため、適正な維持・管理を行います。その際、市民と行政が積極的に市民活動や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

| 【具体的な取り組み】 | 【内容】 |
|----------------|--|
| 樹木・植栽の適正な維持・管理 | 熱中症対策にもなる木陰の確保や見通しに配慮して適正な管理を行います。 樹木・植栽の枝払いや剪定などを適正に実施するとともに、老木の適正な植え替えを検討します。 |
| 市民による日常管理 | 公園愛護会など市民による日常管理(清掃、草刈り、水やり等)及び市民団体の担い手となる人材の発掘・育成を図ります。 ほどぎの里緑地においては、市民組織による維持管理事業及び里山保全事業を行います。 |
| パークマネージメント等の導入 | 長湫中部1号緑地においては地域住民による維持管理及びイベントの開催等の積極的な利活用を目指します。 長久手中央2号公園においては関係団体とのパートナーシップによるパークマネージメント(利用・運営)を行います。 その他の都市公園において、市民による植栽等の維持管理や積極的な利活用を目指します。 |
| 公園施設の長寿命化 | 都市公園施設長寿命化計画に基づき効果的な維持管理や保全・改修を行います。その際、ソーラー灯の導入等により、自然エネルギーの活用を検討します。 |

施策② 街路樹の適正な維持・管理

市民の関心が高い街路樹の適正な維持・管理を行います。その際、積極的に市民等の参画拡大を目指します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|---|
| 街路樹の維持・管理 | 道路付属物としての安全性を確保した上で、街並みとの調和、季節を感じられるような維持管理を行います。 緑視に配慮した維持管理を行います。 ※緑視: 人の視野に入る草木などのみどりのこと |
| 市民による日常管理 | アダプト制度の構築・運用及び市民による街路樹の日常管理を目指します。 |

施策③ 社寺林等の保全

地域の文化・歴史資源である社寺の樹林地等は、土地所有者及び管理者と協議の上、市街地の貴重な緑のアクセントや地域活動の場として保全を図ります。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|---|
| 社寺林等の保全 | 保存樹木等指定制度を啓発し、社寺林や民家の樹木の保全を目指します。 文化・歴史資源として保全・伝承を目指します。 |

施策④ 生産緑地地区の維持保全

市街地に潤いを与え身近な緑となっている生産緑地地区を維持します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|-----------------------------|
| 生産緑地地区の維持 | 生産緑地地区のパトロールを行い、適正な管理を促します。 |

〔主に東部の田園・丘陵地を対象とした施策〕

施策⑤ 東部の田園・丘陵地の保全・活用

東部丘陵地の樹林地は、様々な取り組みによって積極的に保全・活用を図ります。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|--------------|--|
| 「里山」拠点の保全・活用 | 市民・土地所有者・行政等が一体となり、「里山拠点」を保全・活用します。 里山プラン及び里山基本計画を推進します。 |
| 樹林地の保全 | CO ₂ の吸収源及び土砂災害の防止の観点から丘陵地における樹林地の保全を図ります。 大学及び研究施設における豊かな樹林地の保全を図ります。 市民や企業とのパートナーシップによる保全システムについて検討します。 |

施策⑥ 生物多様性の確保

多様な生物などの育成環境を守るために二ノ池湿地群での保全活動に取り組み、生物多様性の維持を図ります。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|---------------------|---|
| 「里山」拠点内の生態系保護エリアの保全 | 二ノ池湿地群保全管理計画を推進します。 市民活動団体の支援及び担い手を発掘・育成します。 多様な生物の生息環境となる里山林、水田、湿地及び水路等を適切に保全します。 環境基本計画を推進します。 |
| 多様な生物の保護 | 多様な生物の調査を継続します。 |
| 外来種の拡大防止 | 外来種に関する情報の啓発を行います。 外来種の駆除イベント・勉強会を開催します。 |

施策⑦ 河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境の保全

都市に潤いを与える河川やため池などの水資源は、市民にとっても生物の生息地としても重要であるため積極的に保全します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|--|
| 河川の自然環境の保全 | 近自然工法による護岸改修及び河川しゅんせつを行います。 公共下水道の整備及び接続率の向上を目指します。 香流川整備計画を推進します。 |
| ため池の保全 | ため池のしゅんせつ等による安全確保を行います。 市民が親しめる自然環境について検討します。 |

施策⑧ 都市を彩る農地の保全

農地は、都市を彩る緑として保全します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|--|
| 営農支援 | 様々な人が行う農に関わる取り組みを応援し、農業後継者や新規就農者の確保、育成に取り組みます。 あぐりん村の再整備等の農業が行いやすい環境づくりに取り組みます。 |
| 農地の維持 | 新規就農への支援や、企業等による法人の農業参入等を推進することにより、「農」の多様な担い手を増やし、耕作放棄地を減らします。 |
| 農とのふれあい | 長久手農楽校や長久手ふれあい農園たがやっせ等を推進し、農とのふれあいの場の創出に取り組みます。 |

基本方針2:新たな緑をつくる施策の推進

施策① 緑の軸の形成

本市の「緑の将来像」の実現を目指し、緑の軸の効率的な整備を推進します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|-------------|--|
| 香流川の整備 | 緑の軸である香流川は、植栽整備等により、緑と生物に触れ合うことができる空間を創出し、ネットワーク基盤の構築を目指します。 香流川整備計画を推進します。 |
| グリーンロード軸の形成 | 緑の軸であるグリーンロードの街路樹の再整備を目指します。 主に西部の市街地において壁面緑化・屋上緑化及び空地緑化による沿道緑化を推進します。 |

施策② 緑の拠点の形成

緑の軸と同様に、市民や来訪者が集う緑の拠点の効率的な緑化を推進します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------------|--|
| 愛・地球博記念公園拠点の形成 | ジブリパークの整備に伴い、緑化施策を推進します。 |
| 長久手古戦場公園駅周辺拠点の形成 | リノモテラス及び長久手古戦場公園の緑化を推進し、適正な維持管理に努めます。またリノモテラス公益施設(仮称)の整備を推進します。 |
| 公園西駅周辺拠点の形成 | 公園西駅周辺先導住宅街区では緑化率の最低限度を定めるとともに、緑地協定を締結し、低炭素社会に向けた取り組みを目指します。 公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本計画を推進します。 ※低炭素社会:地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑えた石油等の化石燃料に頼らない社会 |

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|-------------|---|
| 里山拠点の形成 | 市民・土地所有者・行政等が一体となり、「里山拠点」を保全・活用します。 里山プラン及び里山基本計画を推進します。 |
| 都市機能集積拠点の形成 | 市役所及びスポーツターミナルを整備する際には、積極的に敷地内の緑化を推進します。 |

施策③ 緑のネットワークの形成

美しい都市景観を創出するだけでなく、市民や来訪者などの安全・快適な移動ルートを提供する緑のネットワークの形成を目指します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|-----------------------------------|--|
| 「緑の軸」と「緑の拠点」や周辺主要施設などを結ぶネットワークの形成 | 緑の軸と緑の拠点、緑の軸と周辺の主要施設を結びイメージで、生態系ネットワークも考慮した緑のネットワーク基盤の形成を目指します。 |
| 主要道路の街路樹整備 | 主要道路の街路樹整備により CO ₂ 吸収率の向上を図り、街並みとの調和や季節を感じられるような維持管理を行います。 街路樹による木陰の創出を推進し、あえて歩きたくなるまちづくりに取り組みます。 ※ CO ₂ 排出量 人 320 kg/人・年 CO ₂ 固定量 ケヤキ 66.7 kg/年 |

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

施策④ 潤いのある市街地の形成

新たな緑の創出が求められている市街地において、緑あふれる潤いのあるまちづくりを目指して様々な取り組みを行います。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|-------------------------------------|
| 都市公園の整備 | 土地区画整理事業の整備にあわせて、都市公園及び緑地の整備を推進します。 |
| 公共施設の緑化 | 保育園、小中学校等の公共の施設内の緑化を積極的に目指します。 |

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|--|
| 民間施設の緑化 | 「長久手市美しいまちづくり条例」及び「みどりの条例」に基づき、店舗、工場及び駐車場における緑化を推進し、良好な街並み景観の形成を目指します。 |
| 主要道路の沿道緑化 | 街路樹と相乗効果をもたらす主要道路の沿道緑化を目指します。また、木陰の創出を考慮した街角植栽について検討します。 |
| 緑地協定の導入 | 緑視に配慮した緑地協定の導入を目指します。 |
| 助成制度の充実 | 屋上緑化・壁面緑化助成、生垣設置補助金、記念樹配布事業、保存樹木等指定制度の推進を図ります。また、新たな支援策についても検討します。 |

施策⑤ 河川の緑化推進と親水性の向上

市街地に季節の変化と潤いを与えてくれる河川については、水質保全や管理の充実だけでなく、市民が身近に親しめる河川づくりを行います。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|--|
| 河川の緑化 | 市街地を流れる身近な河川の緑化を推進します。 |
| 河川の親水性の向上 | 市民が親しめる河川として、親水性の向上について検討します。 公共下水道の接続率の向上を目指します。 |

基本方針3: 緑のまちづくりをささえる施策の推進

施策① 緑に関する情報の発信

市民が主体となる緑のまちづくりを目指し、広報・ホームページ・SNSなどのツールを有効活用した情報発信を行います。また、イベントなどの実施により緑に関わる機会を提供します。

| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|-------------|------------------------------------|
| 市の取り組み発信 | 緑化事業や緑の保全に関する市の取り組みを、市民に向けて発信します。 |
| 市民・企業の活動発信 | 市民や企業が主体となって行われる取り組みを、市民に向けて発信します。 |
| イベント・講習会の実施 | 緑の保全や緑化に関するイベント・講習会を実施します。 |

施策② 市民が主体となる緑のまちづくりの支援

市民が主体となる緑のまちづくりの実現にあたっては、市民、学生及び企業等と行政との協働が不可欠です。協働実現のため、市民、学生及び企業等に対する行政のバックアップの充実を目指します。また、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりも推進します。

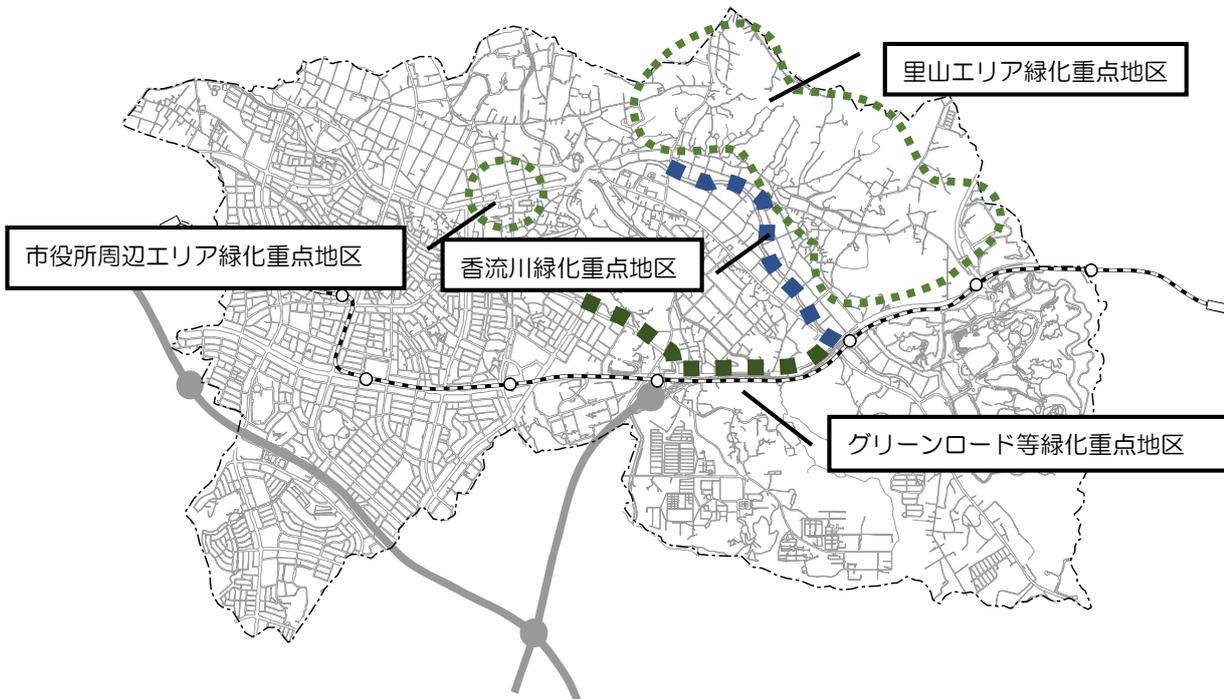
| 【具体的な取り組み】 | 【内 容】 |
|------------|---|
| 人材の育成や発掘 | 緑のまちづくりに関わる人材の発掘・育成及び新たな市民団体の組織化を支援します。 |
| 専門家の派遣 | 市民、学生及び企業等による緑のまちづくりへの取り組みに対して、専門家の派遣について検討します。 |
| 学校との連携強化 | 学校との連携を強化し、次代を担う生徒・学生の緑のまちづくりへの参加拡大を目指します。 |
| 顕彰制度の創設 | 市民や企業による良好な緑づくりなどについての顕彰制度について検討します。 |

緑化重点地区

様々な緑の施策の中から実現性や効果を勘案して、香流川の一部、グリーンロードの一部、県道の一部、市役所周辺エリア及び里山エリアを緑化重点地区とします。

「緑化重点地区」とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができ、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加える地区です。緑化重点地区においては、市による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できます。

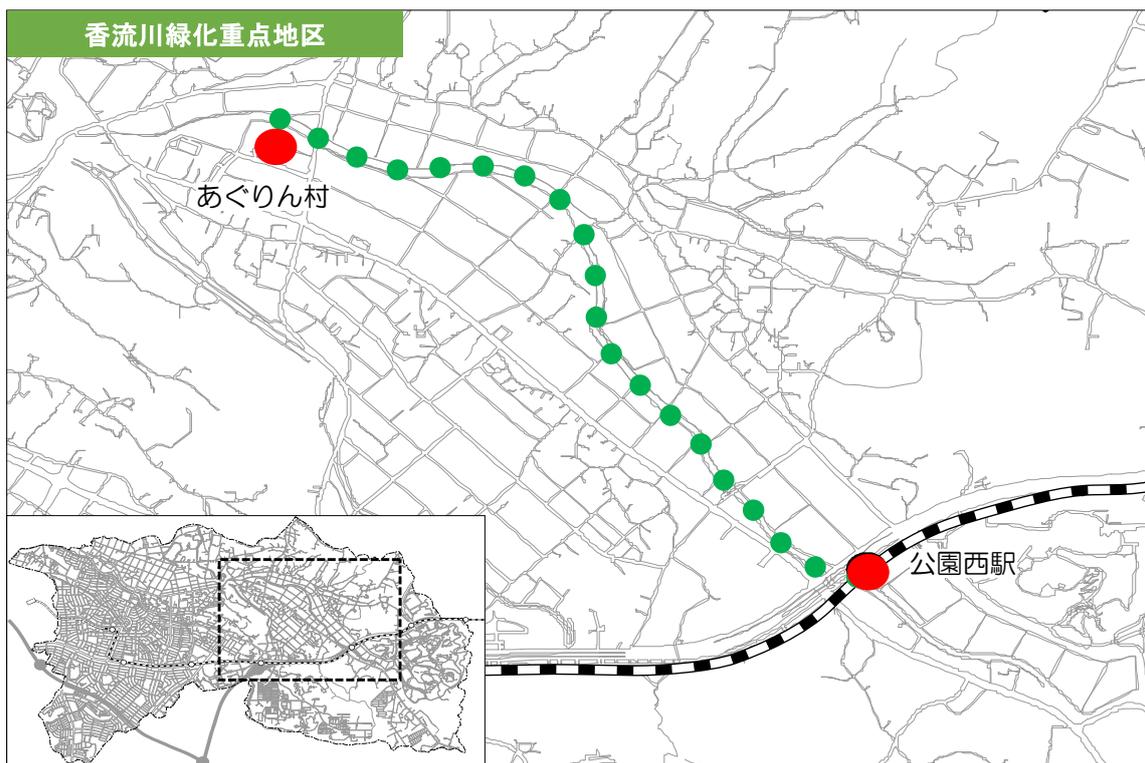
【緑化重点地区の位置】



①香流川緑化重点地区

緑の軸として位置づけられる香流川の一部を緑化重点地区とします。

具体的には、公園西から、県道瀬戸大府東海線の整備が予定されているあぐりん村周辺までの区間において、「香流川整備計画」に基づき、散策路整備と植栽整備、近自然工法による護岸改修を行います。

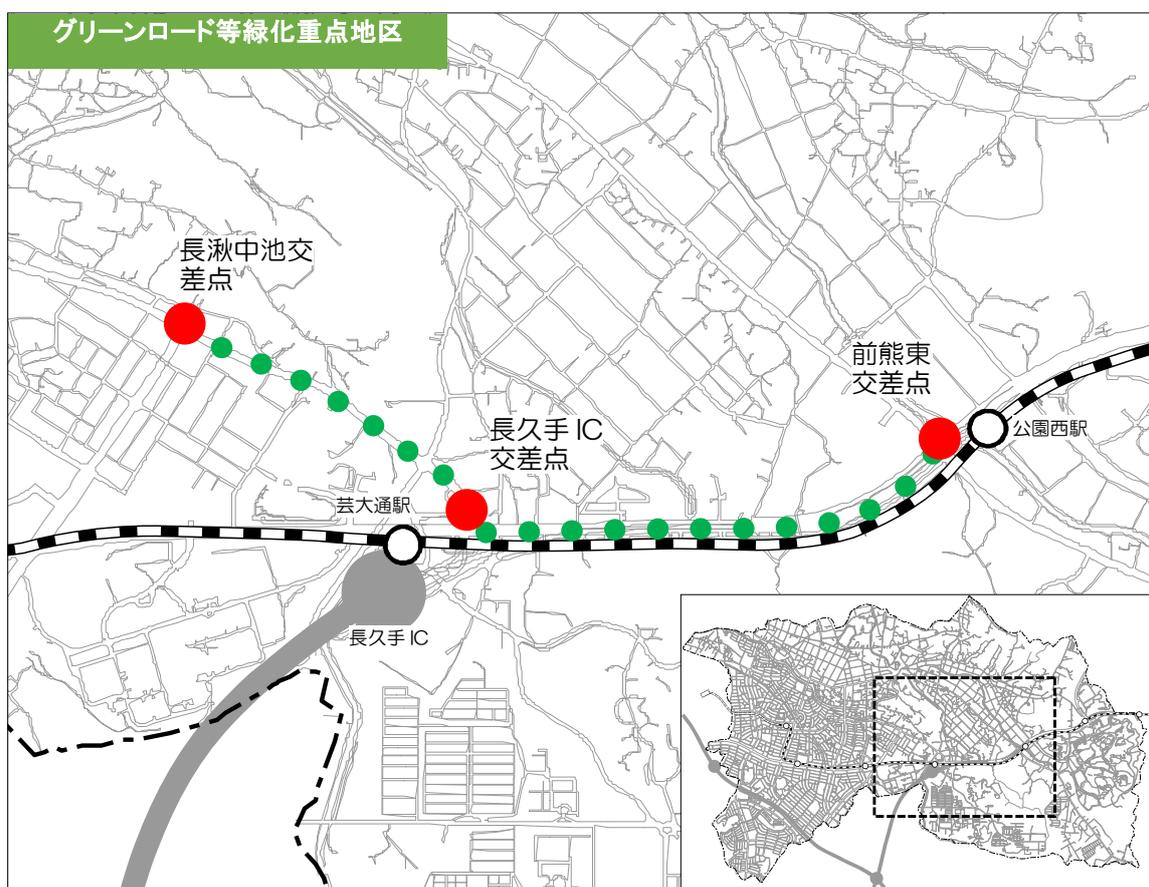


②グリーンロード等緑化重点地区

緑の軸として位置づけられるグリーンロードの一部及び長久手 IC から長湫中池交差点までの県道を緑化重点地区とします。

具体的には、前熊東交差点から長久手 IC 交差点までのグリーンロード及び長久手 IC 交差点から県道岩作諸輪線と県道瀬戸大府東海線の長湫中池交差点までの県道整備において、街路樹の再整備を推進します。

街路樹の再整備としては、木陰を創出する高木の植栽により街歩きもできる環境整備等を行います。



③市役所周辺エリア緑化重点地区

緑の拠点として位置づけられる都市機能集積拠点と、その周辺部を含む市役所周辺エリアを緑化重点地区とします。

現市役所周辺において、良好な行政サービスの提供と防災拠点としての機能を充実させるため、老朽化した市庁舎の建て替えを行い、併せて健康づくり機能を備えたスポーツターミナルの整備を行います。

都市機能集積拠点は、周辺の田園風景は里山風景との調和に配慮し、色金山等の歴史的資源の眺望に配慮した景観の保全に努めつつ、十分な敷地内緑化を施し、自然環境の質的充実を進めるなど、積極的に緑を確保していきます。

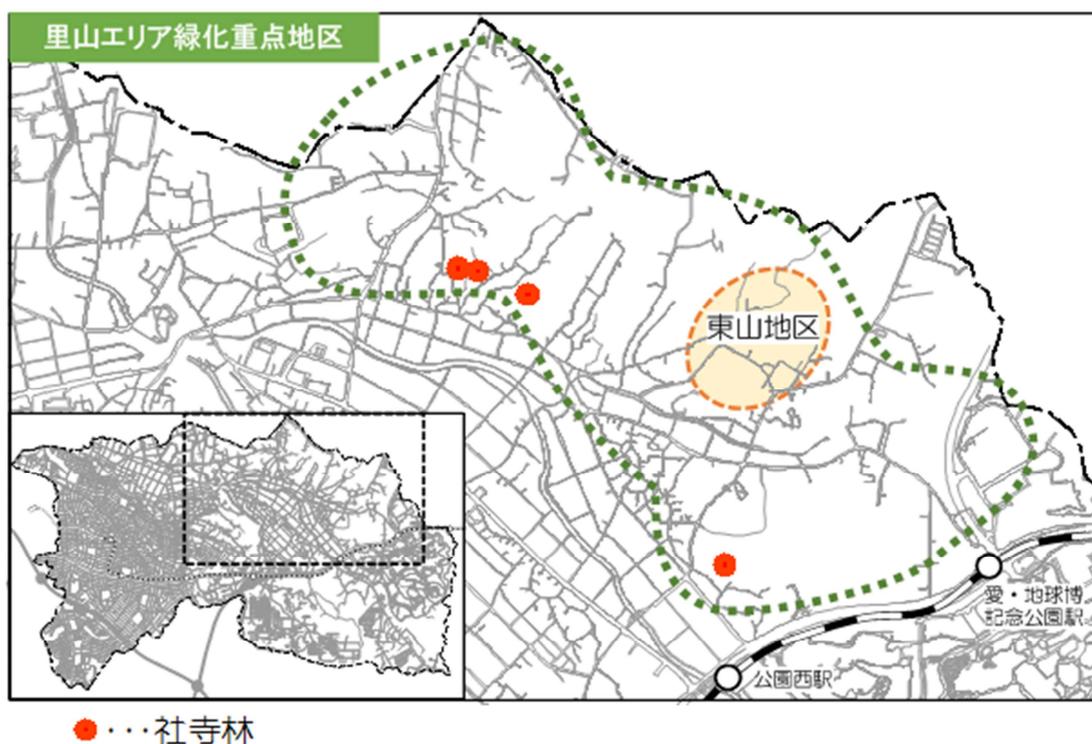


④里山エリア緑化重点地区

緑の拠点として位置づける里山拠点の中でも、岩廻間・北浦地区、松杵・東山地区及び福井・茨ヶ廻間地区には、社寺林や農地が広がっており、長久手唯一の谷津田の景観等が残っています。このような貴重な景観等の積極的な保全・活用を目指すため、同地区を緑化重点地区とします。

その中でも、東山地区の里山は谷津田が広がる美しい風景が残っており、また多様な動植物が生息・生育する生態系保護エリア「ながくて ふるさといきものの里」として設定しているため先行して保全・活用に取り組み、すべての市民が里山の価値を共有しながら、協働で守り、育み、次世代に継承できる、「持続可能な里山」を目指し、市民協働プロジェクト等を展開し、里山基本計画を推進します。

また、地区内にある社寺林及びその周辺の樹林地の保全を図ります。

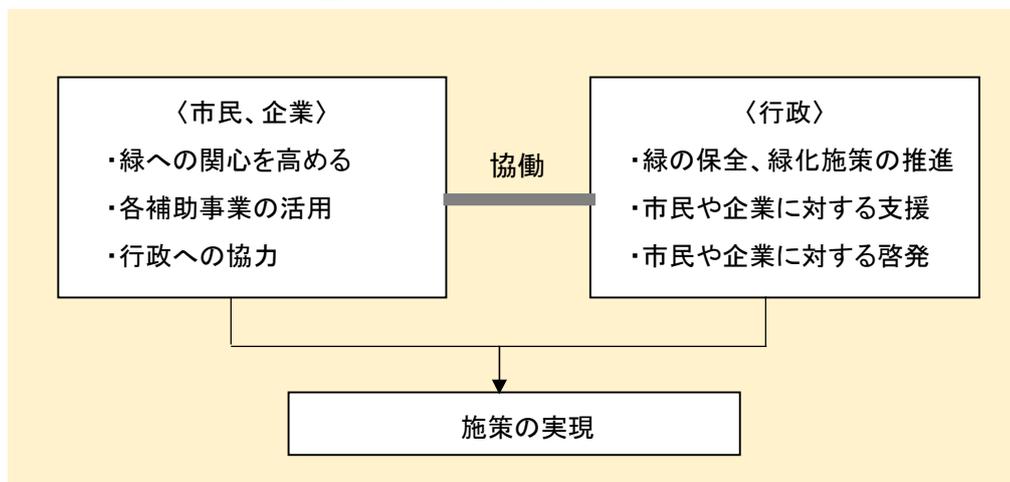


IV. 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制

本計画では、市民主体の緑のまちづくりの実現を目指しており、具体的な施策には公園や道路等の整備、公共施設の緑化だけでなく、民有地の緑の保全や緑化も含まれています。したがって、多くの施策は行政だけでは実現することは難しく、市民や企業の理解と協力、役割分担による協働が不可欠となります。

【市民、企業、行政による協働のイメージ】

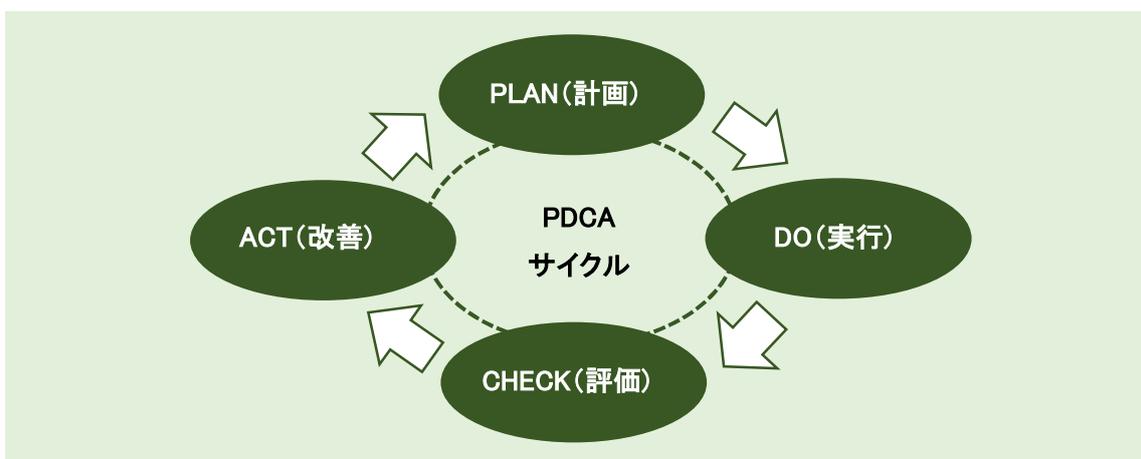


(2) 計画の進捗管理

●PDCA サイクルによる進捗管理

本計画の取り組みを効果的に進めるためには、社会動向や市民ニーズの変化、施策の実施状況などに応じて、適正な見直しを図ることが必要となります。したがって、PLAN（計画：施策の設定）・DO（実行：施策の実施）・CHECK（評価：施策の実施状況等の評価）・ACT（改善：施策や目標の見直し）を繰り返すPDCA サイクルによる進捗管理を行います。

【PDCA サイクルのイメージ】



●「みどりの推進会議」における進捗管理

計画の実効性を高めるためには、各施策の進捗状況を把握し点検・評価する必要があります。市におけるみどりの育成等に関する事項等を調査審議するための、市長の諮問機関である「みどりの推進会議」にて、計画の中間年次である2024（令和6）年度に進捗状況の中間評価を行います。また、目標年次である2028（令和10）年度には最終的な評価を行います。

●関係課による進捗管理及び情報提供

本計画の施策は、みどりの推進課だけでなく様々な部署において実行されるため、関係各課との連携・調整が不可欠です。そのため、関係課による会議等において、適宜、各施策の進捗管理及び情報共有を行います。